

## ■学位論文評価基準

### 音楽研究科博士後期課程 博士論文

#### 1. 水準

本学大学院学則第4条第2項に定めるところにより、自立して芸術活動又は研究活動を行うに必要な能力について審査を行うものとする。

#### 2. 審査の方法と評価

博士論文の審査は、申請者が自立した研究者と見なされ得る学識と能力を有しているかを明確にするために、予備審査と本審査の2段階に分け、下記の項目によって審査する。

#### 【博士論文審査項目】

- 1) 研究目的が明確であり、学術的・社会的意義を有しているか。
- 2) 目的達成のために、適切な研究方法を実践しているか。
- 3) 先行研究を網羅し、それらを適切に評価しているか。
- 4) 学術論文としての一貫した論理が展開されているか。
- 5) 研究において、新たな発見や見解を示しているか。
- 6) 関連する分野の学術的発展に貢献しているか。
- 7) 研究倫理を遵守しているか。

#### (1) 予備審査

予備審査では提出された論文を主査と2名以上の副査が査読を行い、当該論文の内容の妥当性と完成度を確認する。その結果は研究科委員会の議を経て以下の4段階で評価され申請者に通知する。

- A：多少の手直しを経て本審査に進むことができる。
- B：かなりの手直しをすれば、本審査に進むことができる。
- C：本審査に進むに際して、大幅な訂正と加筆が必要である。
- D：本審査に進む段階ではない。

#### (2) 本審査

申請者は予備審査結果に基づき加筆、データの補強等、必要な修正を行った上で本審査の申請を行う。本審査では、提出された論文を学外有識者を含む5名程度の審査委員が査読し、これについての口述試験を行い、博士論文としての妥当性と完成度を評価した上で可否を判定する。

## ■学位審査・演奏審査評価基準

### 音楽研究科博士後期課程 演奏審査

#### 1. 水準

本学大学院学則第4条第2項に定めるところにより、自立して芸術活動又は研究活動を行うに必要な能力について審査を行うものとする。

#### 2. 審査の方法と評価

演奏審査は、下記の項目について審査委員がそれぞれ100点法(5点刻み)で採点する。最高点と最低点を採点した委員1名ずつの採点を除外した上で、有効採点者の得点を算出し、その平均値の点数により合否を判定する。

#### 【演奏審査項目】

- 1) 演奏表現が博士課程での研究を反映した深まりをもっているか。
- 2) プログラムの内容に研究成果を反映する独自性があるか。
- 3) プログラムのすべてが演奏家として必要な集中力によって演奏されているか。
- 4) 演奏技術・芸術性が博士の学位に値するものであるか。

## ■学位審査・作曲作品審査評価基準

### 音楽研究科博士後期課程 作曲作品審査

#### 1. 水準

本学大学院学則第4条第2項に定めるところにより、自立して芸術活動又は研究活動を行うに必要な能力について審査を行うものとする。

#### 2. 審査の方法と評価

作曲作品審査は、下記の項目について審査委員がそれぞれ100点法(5点刻み)で採点する。最高点と最低点を採点した委員1名ずつの採点を除外した上で、有効採点者の得点を算出し、その平均値の点数により合否を判定する。

#### 【作曲作品審査項目】

- 1) 作品が明確な方向性をもち、それに適した手法で記譜されているか。
- 2) 楽譜や演奏形態に関わる書法を修得した上で奏法や表現の拡大への意欲などの独自性が認められるか。
- 3) 作品の演奏にあたって、事前に演奏者との適切なやりとりや指示がおこなわれ、それが反映されているか。
- 4) 作曲技術、芸術性が博士の学位に値するものであるか。